

無償化の給付を受けるための 3つのステップ！



※企業主導型保育事業の場合は、本チラシの対象外です。



施設等利用給付認定を受けるためには事前の申請が必要です

- 3～5歳児クラスの**全てのこども**又は
- 0～2歳児クラスの**市民税非課税世帯のこども**

大阪市の「保育の必要性の認定基準」を満たし、かつ認可保育所等に在園していないことが条件です。
詳細は大阪市のホームページまたは右記QRコードからご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000636427.html>



金額について

3～5歳児クラスは月額最大37,000円、
0～2歳児クラスは月額最大42,000円の償還払いが受けられます。



無償化の対象施設(認可外保育施設等)

- ① 認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)
- ② 一時預かり事業(幼稚園型以外)
- ③ 病児・病後児保育事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業

STEP 1

保育の必要性の 認定を受ける

無償化の給付を受けるために、対象施設の
利用開始日までに認定の申請をしてください。
認定期間外は、無償化の給付を受けられません。
認定を開始する日は、申請受理日より前に遡ることはできません。
区役所窓口またはオンラインで認定の申請を行ってください。

STEP 2

無償化の対象施設を 利用する

無償化の給付を受けることができるのは、市町村から
無償化の対象施設であることの確認を受けた対象施設を
利用した場合です。

STEP 3

無償化の給付費を 請求する

子育てのための施設等利用給付の認定を受けた保護者に
1年に2回、償還払いが行われます。市役所からの案内に
沿って請求を行ってください。